# DTCC データ・レポジトリー・ジャパン業務手順書（日本法準拠版参考和訳）

## １．はじめに

日本法に基づき設立されたDTCCデータ･レポジトリー･ジャパン株式会社 （以下、「当社」という。） は、当社が提供する一つ又は複数のサービス （以下、それぞれ「サービス」という。)についてユーザーとなる法人（以下、それぞれ「ユーザー」という。）と取引情報収集契約を締結した。当社がサービスを提供するためのシステム又はその他のメカニズムは、本業務手順書において「システム」という。

## ２．ユーザー情報、拒絶の禁止

当社はユーザーのために、(a) 各ユーザーに特有の英数字による識別子を割り当て、(b) ユーザーの(取引情報収集契約又は当社が随時指定する他の方法による)指示に基づいて各ユーザーをファミリーごと(以下、分類された各企業集団のことをそれぞれ「ファミリー」という。） に分類するデータベースを管理する。ユーザーは、報告の対象となるデリバティブ取引に関する取引情報を電磁的に提供出するために、当社の関連刊行物に定めるとおり、セキュリティー対策に基づいた当社が随時定める方法により、(i)コンピュータ間のリンク （以下、「コンピュータ間リンク」という。)、(ii)セキュリティが確保されたウェブ・インターフェイス(以下、「ウェブ・インターフェイス」という。)、または(iii)当社が随時指定する他の方法によってシステムにアクセスすることができる。当社のセキュリティー対策には、(a) 特定の取引情報が、特定のユーザー又はそのファミリーとのコンピュータ間リンクを通じてシステムに提供されたか否かを判断する方法、もしくは(b) ユーザー又はそのファミリーに割り当てられた電子証明書及びパスワード、又はその他のセキュリティが確保された識別子によるウェブ・インターフェイスへのアクセスが含まれる。システムに提供された取引情報が、特定のユーザーを上記の識別子等により提供者として示している場合、及び当該取引情報が当該ユーザー又はそのファミリーとのコンピュータ間リンクを通して提供されたと認められる場合、又は当該ユーザー又はそのファミリーに割り当てられた電子証明書及びパスワード又はその他のセキュリティ対策に準拠した識別子によるウェブ・インターフェイスへのアクセスによって提供されたと認められる場合には、当該ユーザー又はそのファミリーが当該取引情報の提供者を正式に承認したものとみなされる。ユーザーが同一ファミリーに属する別のユーザーに代わり取引情報を提供する場合は、そのユーザーは当該ファミリーメンバーから正式に承認をうけ代理として取引情報を提供したものとみなされる。

当社は、特定の文書を「関連刊行物」として指定する場合があり、これには、コンピュータ間リンクのメッセージ・フォーマット及びメッセージング・プロセス、ウェブ・インターフェイスの利用手順、セキュリティー対策、サービス又はシステムの仕様の詳細、並びに当社が関連刊行物と指定する必要があるその他の刊行物や通知等が含まれる。関連刊行物、本業務手順書及びその他通知等は、随時変更が行われる場合があり、下記の「重要な法的情報」の「通知」の条項に従い、重要な通知（以下「重要通知」という）としてユーザーに通知される。

## ３．システムの仕組み

システムは、ユーザーが当社のサービスを利用するための手段として構築されており、必要に応じて詳細を別途規定する。

- ユーザーからシステムへの取引情報送信：当社が提供されたデータの処理、各種レポートの作成及び送信、並びにその他を行うことを目的として、このサービスにはユーザー

による又はユーザーに代わって、一つの取引情報または複数の取引情報に関連する記録（以下、「取引情報」という。）の提供が必要となる場合がある。当社は、システムへの取引情報提供に使用する取引情報の記述内容 （以下、「取引情報の内容」という）、メッセージ様式、メッセージング・プロセス及びその他の仕様を随時定めることができる。様式が不適切な又は指定されている仕様と一致しない取引情報の内容、フォーマット、プロセス又はデータ要素を含む取引情報については、当社の裁量により拒否されることがある。取引情報の内容、メッセージ・フォーマット、メッセージング・プロセス及び仕様に関する刊行物は、重要通知又は関連刊行物を通じてユーザーに提供される。各ユーザーは、当社が随時提供する各種文書の最新版に従ってシステムを利用することに同意する。当社は、また、既存の取引情報を再提供（バックロード）するための手順を随時定めることができ、そのバックロード用に特化した取引情報の内容、メッセージ・フォーマット、メッセージング・プロセス及びその他の仕様を定めることができる。

・ サービスの利用の終了：当社が定める手順に従い、各ユーザーは、日本の２営業日（以下、「営業日」という。）前までに当社に通知を行うことにより、サービスの利用を終了することができる。（係るサービスの終了は、後記の重要な法的情報の第３条に基づいた今後の本業務手順書の修正に関する通知に関連して実施される場合もありえる。）サービス終了後、当該ユーザーによる取引情報提供は、いずれもシステムに受付られないものとし、たとえ取引情報の提供が試みられたとしても、当該ユーザーの取引情報のステータスが変更されることはなく、金融庁に報告されることもない。なお、当該ユーザーには、ウェブ・インターフェイスを利用して取引情報を検索し、ウェブ・インターフェイスが許可する範囲内において、検索された取引情報の複写をサービス終了前に「ダウンロード」する機会が与えられることがある。（コンピュータ間リンクを利用しているユーザーには、これらの取引情報は、すでにあらかじめ配信されている。）当該ユーザーには、サービス利用終了の効力発生日以降、料金の支払義務は発生しないが、本業務手順書に定める当該ユーザーのその他の義務及び権利はサービスの利用の終了後も有効に存続するものとする。ただし、当社は、関連する監督当局からの要請、裁判所の命令に基づく要請、又は適用法令・関連規則若しくはその他有効な本業務手順書に規定された別段の定めに基づく要請がある場合を除き、当該ユーザーからの合意を得ない限り、契約終了後に当該ユーザーに関連する取引情報は開示できないものとする。

・ 重要な法的情報

１．著作権

DTCCデータ･レポジトリー･ジャパン業務手順書 （以後、随時行われた改正、補足、変更を含む） 並びにその附属書類、添付書類及び補遺 （以下、「本業務手順書」という。）は、当社の著作権（©２０２３年）により保護されている。

本業務手順書 （テキスト、画像、ロゴ編集コード及び/又はデザインを含むが、これらに限られない。）は著作権によって保護された独占所有物であり、当社及びユーザーの独占的使用が認められている。各ユーザーには、ユーザーである限り、本業務手順書の使用に際し、合理的と判断される範囲内で複写を作成し、当該ユーザーのコンピュータに本業務手順書をダウンロード及び保存する権利とともに、ユーザーの社内での共有を目的とする場合に限りシステムへのアクセス及び使用に関連して本業務手順書を使用する個人的、制限付き、非独占的、譲渡不可能、サブライセンス不可、かつ、随時取消可能なライセンスが供与されるが、これらの権利は、本業務手順書の定める諸条件に従って行使されるものとする。ユーザーとしての資格が無くなった場合、当該ユーザーは合理的な努力を尽くして、保有

している本業務手順書及びその複写のすべて（電子メディアのあらゆるフォーマットで保存された複写を含む）を直ちに当社に返却し、又はこれを廃棄するものとする。ただし、適用法令・関連規則又は当該ユーザーの所属する法人の記録保存方針に、上記の行為が抵触する場合は、当該ユーザーにそれらを行う義務は発生しない。上記の場合を除き、事前の書面による当社の承認なく、本業務手順書のいかなる部分についても、様式又は方法を問わず印刷、保存、複製、複写、改変、変更、掲示、配布、送信、表示、公表、販売、ライセンス供与又はその使用を行ってはならない（ただし、システムの使用に関連するユーザーの社内での業務目的による使用の場合を除く）。

２．使用条件

ユーザーは、取引情報の提供及び利用などシステム及びサービスの利用に際して、適用法令、関連規則又は規程（以下、「適用法」という。）の要件を満たすものとする。当社は、適用法又はユーザーが関与する契約上の取決めに基づいて、取引情報に記載される契約の執行可能性を含むがこれに限られず、ユーザーにより又はユーザーに代わりシステムに提供された取引情報のステータスについての表明又は保証を一切行うことはなく、ここに明示的に否認する。

各ユーザーは、以下の点について同意する：(i) システムの電磁的性質のみを根拠に、法廷その他訴訟において取引情報が証拠として認められないと主張しないこと、又は (ii) システムの電磁的性質のみを根拠に、法廷その他訴訟において取引情報を証拠として認めることに異議を申立てないこと。

各ユーザーは、当社の書面による明示的な同意を得ずに、本業務手順書又は取引情報収集契約に基づく自己の権利又は義務を第三者に譲渡し、又は移転しないことに同意する。係る同意は不当に留保してはならず、当社の同意なく行った譲渡や移転は無効とする。各ユーザーは、当社が、ユーザーからの同意を得ることなく本業務手順書又は取引情報収集契約に基づく当社の権利及び/又は義務の全部又は一部を随時譲渡し、又は移転できることに同意する。ただし、当該譲渡又は移転により、ユーザーを適用法（金融商品取引法を含むがこれに限られない。）に違反させることはないものとし、又、譲受人は譲受の際、適用法（金融商品取引法を含むがこれに限られない。）上の許認可を受け、法的要件等を満たしているものとする。当社は、以下の第３条の定めに従い、事前に当該事項をユーザーに通知するものとする。

本業務手順書はその様式も含め、適宜更新される場合がある。本業務手順書の最新版並びに本業務手順書及び関連刊行物に関する重要通知は、当社が以下の「通知」の定めに従い随時ユーザーに行う。当社は、ユーザーが当社の最新の本業務手順書及び/又は関連刊行物を遵守しなかったことに起因して生じる損失又は費用についてはその責任を負わない。本業務手順書に関する質問等については、ddrjnotices@dtcc.com 宛、若しくは当社が随時ユーザーに通知する電子メールアドレス宛に問い合わせることとする。

**各ユーザーは、当社が指定する要件を遵守しなかったためにユーザーが被る損失または損害については、当社又は第三者に対して当該損失・損害に関するいかなる請求を求めないものとする。**

３．通知

当社は、実施６０日前の通知が必要な料金に関する変更を除き、本業務手順書及び関連刊行物の重要な変更、改定又は補足について、各ユーザーに施行１０営業日前までに通知する。

この変更、改定又は補足は、当社の取締役会、または当該取締役会が必要に応じて指定する者（以下、「取締役会」という)の承認を必要とする。当該通知は、重要通知及び本業務手順書又は当社とユーザー間の契約に基づくその他の通知とともに、当社からユーザーへ通知する。その際、当該通知が、電子的に提供された場合又は当社が電子的通信に通常使用している方法で当該ユーザーに送信された場合には、それをもって当該ユーザーに送達されたものとする。さらに、ユーザーが当社に書面で提出した最新の住所あてに書面で配達また郵送された場合においても、当該通知は当該ユーザーに送達されたものとする。ユーザーに対する当該通知は、電磁的に提供又は送信される場合は、電磁的通信が利用可能となった時点又は送信の時点で当該ユーザーに送達されたものとみなす。書面により配達又は郵送された場合は、ユーザーが当該通知を受領した時に送達されたものとみなす。ユーザーから当社への通知は、書面により ddrjnotices@dtcc.com 宛（DTCCデータ・レポジトリー・ジャパン株式会社）若しくは当社が随時ユーザーに通知する電子メールアドレス宛に送付した場合に、当社に送達されたものとする。ユーザーから当社に対する通知は、上記宛先において当社が受理した時点で送達されたものとみなす。

４．サービスの提供及び利用

当社は、サービス及びそれを提供するシステムを独占的に管理するものとする。当社は、取締役会にて承認されたユーザーとの強制的契約解約手続を策定し、これを本業務手順書第１１条に記載する。各ユーザーは、システムへのアクセスとシステムの利用に必要な機器及びソフトウェアについて全責任を負う。各ユーザーは、本業務手順書又はシステムの利用が適用法等に反すると判断される法域では、システムを使用できないことに同意する。各ユーザーは、常に適用法に従って、サービス及びシステムへのアクセス及び利用、並びにこれらに関連する活動を行うことに同意する。規制対象である各ユーザーは、必要な記録の管理並びに帳簿整備に関して適用法のすべての要件に従う全責任を有し、当社はシステムが当該要件を満たす旨の表明を一切行わないことについて同意する。

各ユーザーは、本業務手順書の附属書Aにおいて随時定めるサービスの利用料を当社に支払うことに同意する。
The Depository Trust Company（以下、「DTC」という。）のデイリーマネー決済口座を有する各ユーザー又は関連会社は、自ら又は当該関連会社に代わり、当社が随時定める方法により、当該デイリーマネー決済口座を通して当該料金を月々支払うことができることに同意する。当社は随時、ユーザーに対して、別の支払方法の選択を認める場合がある。ユーザー又は関連会社がDTCのデイリーマネー決済口座を有しない場合、当社は当該ユーザーに別の支払方法を指定する。The Depository Trust & Clearing Corporation傘下の別の子会社にマネー決済口座を有するユーザー又は関連会社の場合、別の支払方法には、当該マネー決済口座を通じた支払が含まれる場合がある。

各ユーザーは、当社が遵守義務を有する米国、国連、又はその他の関連する法域の制裁法及び規制に違反するような方法でサービス又はシステムを利用しないことに同意する。

５．システムへのアクセス及びセキュリティー

各ユーザーは、当社が関連刊行物においてユーザーに指定するすべてのセキュリティー管理基準を遵守し、このセキュリティー管理基準の秘密保持及び誠実に遵守する体制を維持するための合理的な措置を取ることに同意する。各ユーザーは、故意又は過失により、コンピュータ・ウィルス、ワーム、トロイの木馬などの有害なコードやコンピューター・ウイルスをシステムに取り込み又は取り込む許可を与えることはしない。各ユーザーは、シ

ステムへの不正アクセスを防止する責任を負うことに同意する。当社自身も、関連刊行物において自ら定めるセキュリティー管理基準を遵守するものとする。

６．表明及び保証

システム及びサービスを利用するに際し、各ユーザーは、(a)ユーザーが本業務手順書及び取引情報収集契約を締結し、これらに定める義務を履行する能力及び権限を有すること、(b)本業務手順書及び取引情報収集約に、拘束力及び法的強制力のある有効なユーザーの義務が定められていること、(c)ユーザーによるシステム及びサービスへのアクセス及びこれらの利用は、適用法に違反しておらず、今後も違反しないこと、及び (d)システムへのアクセスは、システムの利用がユーザー又はそのファミリーの業務・職務目的範囲内において業務を行う権限を有する者に限られていることを、継続的に表明及び保証する。当社は、(a)当社が取引情報収集契約を締結し、係る契約及び本業務手順書に定める義務を履行する能力及び権限を有すること、(b)本業務手順書に拘束力及び法的強制力のある有効な当社の義務が定められていること、及び (c)取引情報蓄積機関として、監督当局から適正に登録、指定、あるいは免許を付与され、取引情報蓄積機関業務を運営する資格を得ていることを、継続的に表明及び保証する。

ユーザーは、当該法人並びに関連会社及び個人が、過去、現在、及び未来において以下に掲げるいかなるカテゴリーにも属さないことを表明し保証するものとする：暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、及びこれらに類似する人または団体（これらを総じて、「反社会的勢力」と呼ぶ。）。

ユーザーは、当該法人並びに関連会社及び個人が、過去、現在、及び未来において以下に掲げるいずれの項目にも該当がないことを表明し保証するものとする。

（１） 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を反社会的勢力と構築していること；
（２） 反社会的勢力が経営に深く関与していると認められる関係を反社会的勢力と構築していること；
（３） ユーザー、当該法人並びに関連会社及び個人が、不法な利益をツ級したり、第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を不当に悪用していると認められる関係を反社会的勢力と構築していること；
（４） ユーザー、当該法人、並びに関係会社及び個人が、反社会的勢力に資金援助または活動の支援等を行っていると認められる関係を反社会的勢力と構築していること；
（５） ユーザー、当該法人並びに関連会社及び個人が、反社会的勢力と社会的に避難される関係を構築していると認められること。

ユーザーは、当該法人並びに関連会社及び個人が、以下に掲げる行為について、直接的にも第三者を介して間接的にも一切関与のない、且つ将来的にも関与することはない事を保証するものとする。

（１） 暴力的な要求行為
（２） 法的な責任を超えた不当な要求行為
（３） サービスを通じて脅迫的な行動や暴力を用いる行為
（４） 虚偽の風説を流布しまたは偽計を用いて当社の信用を毀損しまたはその業務を妨害する行為
（５） その他、（１）から（４）に準ずる行為

各ユーザーは、契約締結に伴い当社が口座開設作業を開始することを理解するものとす

る。また、提供された情報の正確性に疑義がある場合、及びマネー・ロンダリング、テロ資金供与、経済的制裁違反、反社会的勢力に関与する等（上記に表明した事項に虚偽が発覚した場合も含む）、過度なリスクをもたらすと判断さた場合、当社は通知なくサービスの提供を停止することができる権利を保有すること に、ユーザーは同意するものとする。

７．適用法の遵守

各ユーザーは、当社及びその関連会社が適用法を遵守する若しくは裁判所や関連する監督当局等の召喚状、命令又は要請に従うため、又は当社及びその関連会社がユーザーにサービス及びシステムを継続的に提供できるようにするために、当社又はその関連会社が必要又は適切と考える措置を取る若しくは取ることを控える場合があることに合意する。これには、係るユーザー又はユーザーによるシステム及びサービスの利用に関連する秘密情報などの情報の開示を含むが、それに限られない。当社若しくはその関連会社はいずれも、当該措置を取ることにより生じた結果について、ユーザー及びユーザーの代理として取引情報の提供を行う第三者に対する責任は一切負わない。

８．秘密情報及びデータの使用

８．１　秘密情報の定義

「秘密情報」とは、(a)当社において、当社がユーザーから受領した取引情報に明記される取引データ及び当該取引データを処理した結果生成されうるあらゆるデータ、レポート、又は支払金額、並びに (b)ユーザーにおいては、システムの技術仕様等をいう。

秘密情報には、以下の情報は含まれない：(１)当社が保有する秘密情報のうち、当社による公開を書面で要請したユーザーに関する秘密情報、(２)ユーザー又は当社による本業務手順書違反以外の理由により公知であるか、公知となった情報、(３)ユーザー又は当社が、開示する権限を有する第三者から正当に受け取った情報、及び(４)ユーザー又は当社が、当事者の秘密情報によることなく独自に作成した情報。

８．２　守秘義務

当社及び各ユーザーは、(ユーザーのサービス利用期間中及びサービスの利用の終了後を含む。） すべての秘密情報を機密として扱うことに同意する。本業務手順書に明示的な定めがある場合を除き、当社及びユーザーのいずれも、秘密情報を （ユーザーのファミリーのメンバーを除く） 第三者に譲渡若しくは開示し、又は使用しない（本業務手順書及び関連刊行物において明示的に想定される場合を除くものとし、当社の場合は、サービスの提供又はサービスの運営を目的としてシステムを提供するために当社が合理的に必要と認める場合を除く）。

８．３　許可された開示

当社は、必要に応じてユーザーが契約をしているベンダー又は代理人に秘密情報を開示することに同意し、当該ベンダー又は代理人がシステム又はサービスの利用において当該ユーザーを支援することを許可するものとする。ただし、当社の定める基準を満たす秘密保持契約を締結することを条件とする。さらに、裁判所や関連する監督当局等の召喚状、命令又は要請による場合を含むが、これらに限られず適用法により要求される限度において、

ユーザーは秘密情報を開示することができる。ただし、この開示は、当該適用法の遵守に必要な範囲及び期間に限るものとする。

ユーザーは、当社がシステムを提供するため、又は取引情報蓄積機関の運営に関連して、合理的に必要と判断した場合に、当会社の関連会社対して、当社が秘密情報を開示することについて同意するものとする。

第８条の規定にかかわらず、本業務手順書は、当社又はその関連会社が取引情報を第三者に公開又は開示することを妨げるものではない。ただし、この取引情報は、特定のユーザー又は不適切に分類されたユーザーグループ （規模、マーケットシェア、サービスの利用度など、ユーザー又はユーザーグループの身元を特定しうるその他同様の標識により特定されるユーザー又はユーザーグループ） の専有、秘密、財務、運用又は取引の各データが直接又は間接的に明らかにならないように匿名化かつ集約化されたものであるか、匿名化、集約化されたの過去のデータ集合から成るものとする。疑義を避けるため、当社は以下の場合に開示を行うことができるものとする。

（１） 当社と業務委託契約を締結した委託先に提供する場合
（２） 監督官庁への開示を含む適用法に基づく開示若しくは有効な管轄権を有する裁判所命令又はその他第８．３条の規定に従った開示をする場合
（３） 匿名化かつ集約化されたデータを公表する場合（(a)ユーザーを特定化できないような十分な数のデータを含む分類化が施された匿名化、集約化されたポジション、取引内容又はその他集計データに関する情報及び(b)匿名化されたデータに基づいて集計された平均値や中間値、を含むがこれらに限られない）
（４） 適用法に基づき公表を目的として、匿名化、集約化された過去のデータを編集する場合
（５） ユーザーが本業務手順書の規定に従ってデータの開示について同意した場合

８．４ ユーザーによる必要な情報開示

適用法に従い、各ユーザーは、当社が合理的に要請するユーザー情報及びユーザーのシステム若しくはサービスの利用に関する情報又は当社が適用法を遵守するため合理的に必要と判断する情報をすべて当社に提供するものとする。各ユーザーは、当社及び当社の関連会社が、（１）ユーザーによるシステム又はサービスの利用、及び（２）システム又はサービスに関するユーザーとの電話の会話を監視し、記録する場合があることを承諾し、これに同意する。

９． 責任の制限及び免責

当社は、ユーザーが提供した取引情報において、その取引情報が不適切にフォーマットされた場合又は指定する仕様に適合しないデータ要素が含まれる場合、その取引情報の正確性を判断する義務又は責任を一切負わない。当社は、提供されたデータのフォーマットを検証するために自動化されたシステムを利用し、フォーマットが不適切なデータ要素や非適合のデータ要素についてユーザーに通知する場合があるが、当社はこれらの問題についてユーザーに通知する絶対的な義務はなく、当社がユーザーにこの通知をしない場合においても、取引情報が適切にフォーマットされ、指定した仕様に適合していることを保証するものではない。当社は、提供された取引情報の様式及び該当する取引情報内容の適合性を保証する技術的方法を一切有していないため、取引情報が不適合であった場合においても一切責任を負わないものとする。

当社は、監督当局に報告、又は公表に使用するためにユーザーから受領する取引情報の完全性若しくは正確性について担保する義務又は責任を一切負わないものとする。当社は、いかなる場合でも、取引情報に示される取引における取引当事者間の義務の履行を保証するものではない。

サービス及びシステムは、「現状有姿」で提供される。当社及びその関連会社は、サービス、システム及びその他の事項について、明示的又は黙示的を問わず表明又は保証を一切行わない。各ユーザーは、黙示的な保証、又はサービス若しくはシステムに適用される法令に基づく同様の保証を一切放棄する。当社は、システムへのアクセス方法がいずれも安全であるということは保証せず、ユーザーのシステムへのアクセス方法に関して一切責任を負わない。

当社は、ユーザー若しくはユーザーの代理行為を行う第三者のいずれもが、サービス又はシステムに関与したことに起因して又はこれに関連して生じたいかなる損失又は損害について、ユーザーに対し一切責任を負わない。これには、システム上又はシステムを介して入手できる情報に誤りや最新ではない情報があったこと、システムがウィルスに感染していたこと、当社がサービス又はアクセスをユーザーに中断なく提供できなかったこと、又は当社が関連刊行物に定めるセキュリティー管理基準を遵守しなかったことに起因して、又はこれに関連して生じる損失や損害が含まれるが、当社の過失又は故意による失当行為に起因する損失又は損害についてはこの限りではない。ただし、この損失又は損害が当社の重過失又は故意による失当行為に起因するものでない場合 （すなわち、軽過失により生じた場合)、当社の責任は、当該損失の発生した直近の１２暦月の間にかかるユーザーが当社に支払った料金額相当を上限とする（以下「料金限度額」という)。係る料金限度額は、料金支払の不履行若しくは遅滞には適用されないものとする。各ユーザーは、ユーザーのサービス又はシステムへの利用遺漏、利用不作為、ユーザーのインターフェイスを介したシステムへの不正アクセス、又はそのようなユーザーに直接関連する事項に起因する損失（合理的な損失、負債、損害、判決、和解、罰金、費用（訴訟費用、合理的な弁護士費用、並びに本業務手順書を遵守するための費用を含むがこれらに限られない）、総じて「損失」という。）から被補償者（当社の従業員、役員、株主、及び代理人等、総じて「被補償者」という。）を擁護し、補償することに合意し、これを行う。ただし、係る損失が当社の過失又は故意による失当行為に起因する場合、即ち、当社の軽過失（重過失又は故意による失当行為に起因するものではない）により生じた場合には、ユーザーの補償義務は、料金限度額を超えないものとする。

両当事者は、いかなる場合も、間接的、派生的、特別の、付随的又は懲罰的損害に対する責任を一切負わないものとする。また、両当事者は、サービスの性質及びユーザーと当社の関係性を考慮し、これらの制限が合理的であることを確認する。

１０．準拠法、管轄裁判所、陪審裁判の放棄

(a) 本業務手順書は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。

(b) 各当事者は、本業務手順書に関連する一切の紛争は、東京地方裁判所の専属管轄に服することに取消不能の形で合意する。

１１．強制的契約解約手続き

１１．１　強制的契約解約事由

当社は、取締役会が以下の事由を認めた場合、直ちにユーザーの口座を閉鎖及びサービスへのアクセスを遮断し、強制的に契約を解約することができる。

(a) 当社のシステム運営に対して、ユーザーが脅威を与える又は直ちに害悪を生じさせうるような方法で、取引情報収集契約書、本業務手順書若しくは業務規程に定められている規定を遵守しなかった場合、又は当社が独自の裁量により、OFAC規制等ユーザーに適用されうるすべての適用法に対して重大な違反となる行為だと判断できる場合。

(b) ユーザーのシステム利用又はユーザーのシステムが、当社、その関連会社、他のユーザー又は通常のシステム運営に対して重大な害悪を生じさせる場合（それぞれを、「解約事由」という。）。なお、第１１．１条における当社の権利は、第１１．２条における権利とは別の権利として認められる。

加えて、ユーザーに対し当社システムへのアクセス（特に、サービス）を解約する際には、以下の事項が実施される必要がある。

(a) 当社の経営陣が、法務・コンプライアンス部署に諮問のうえ、当社のユーザーとの契約を強制的に解約するか否かの決定をすること。

(b) 当社の代表取締役に対して、すべての強制的な解約についての通知が事前におこなわれること。

さらに、当社の社員は、解約させるユーザーのデータへアクセス権限を有する個々人の電子証明書を削除するため、必要な措置をとるものとする。

１１．２ 強制的契約解約の通知及び効力

(a) 当社は、第１１条に基づきユーザーのアクセス権限を直ちに取り消した後、可及的速やかに、当該ユーザーにその旨を通知するものとする。この通知においては、一般的な実務慣行上の範囲内において、処理中の取引情報やその他処理中の事項がどのような影響を受けるのか、また、これらに対していかなる措置がなされるのかについて説明がなされる。上記アクセス権限取り消しは、第１１．３条に基づく異議申立の一切にかかわらず、同条によって当該強制的契約解約が修正され又は取り消されない限り、有効とする。

(b) 処理中の取引情報について：当社の業務規程における規定にかかわらず、当社は、強制的に契約を解約されたユーザーのアクセス権限を取り消した時点以降は、当該ユーザーによって提供された取引情報を受理する義務を一切負わない。

１１．３ 異議申し立て

第１１．１条に従ってサービスの契約が解約させられたユーザーは、要望があれば、解約の理由を記載した書面を受領することができるものとし、また、以下に記載する手順に従って、サービスの解約に対する異議申立てを行う権利を行使することができる。

(a) サービスを解約させられたユーザーは、アクセス権限取り消し日から５営業日以内に異議申立を書面により行うことにより、サービス解約について異議を申し立てることがで

きる。

(b) 異議申立ては、異議審査委員会（第１１．１条に基づく強制的契約解約に対する異議申立てを審査することを目的とし、当社の代表取締役を委員長として、その委員長が指名したその他２名の者から構成される委員会）によって審査及び決定がなされるものとする。異議申立ては、可及的速やかに審議されるものとし、いかなる場合であっても、異議申立の書面による提出日から５営業日を超えない期間内で行うものとする。異議申立人には、聴聞会にて発言する機会が与えられ、その日時及び場所について、少なくとも期日の３営業日前までに、通知されるものとする。聴聞会において、異議申立人は、陳述を行い及び証拠を提示する機会が与えられ、また、希望する場合には、弁護士を代理人とする（費用は自己負担）こともできる。異議審査委員会は、聴聞会後、可及的速やかに、サービス解約の処分に対する支持若しくは取消又はその条件の変更を多数決により決定するものとする。異議申立人は、異議審査委員会の決定について書面で通知を受けるものとし、決定の内容がサービス解約の処分に対する支持又は条件変更であった場合には、その理由を記載した書面を与えられるものとする。

(c) 当社の取締役会自らの動議又は異議審査委員会の決議に関する通知の受領から３営業日以内に異議申立人が書面により要請することにより、異議審査委員会によるサービス解約に関する決定を、当社の取締役会は、再審査できるものとする。その際、取締役会は、任意に、異議申立人に陳述又は証拠提出のさらなる機会を与えることができる。異議申立人は、取締役会の決定につき書面で通知を受けるものとし、決定の内容がサービス解約の支持又は条件変更であった場合には、その理由を記載した書面が付与されるものとする。

(d) 本業務手順書に基づく異議申立書の提出は、異議申立てされたサービス解約についてその有効性が失われることもなく、又は、解約の効力を失効させたりするものではない。サービス解約又は条件変更は、当該解約又は条件変更より遡って、当該解約に従って当社がとった一切の行為を無効にするものではなく、当該行為から生じるいかなる者の一切の権利は当該取消や条件変更による決定の影響を受けないものとする。

(e) 本業務手順書に従って、開催された聴聞会における記録は保管あされるものとする。最終的にサービスの解約が決定された場合には、当該記録の費用について、異議審査委員会の裁量により、当社はその全部又は一部を、サービスが解約されたユーザー、即ち異議申立人に負担させることができる。

## １２．制限措置

### １２．１　サービスの利用制限

当社は、当社役員からの要請があり、かつ、当社の代表取締役の同意がある場合には、法務・コンプライアンス部門に諮問のうえ、以下に場合に該当するユーザーに対して、譴責、利用停止、口座凍結又はサービスを利用した活動、機能若しくは業務の制限、制裁金、当該ユーザーの調査、罰金、又は当社が必要と判断する行為を行うことができる。

(a) 当社の業務規程又は本業務手順書で定める規定に違反した場合
(b) 当社の命令又は指示を無視又は拒絶した場合
(c) 当社の合理的な裁量に基づき業務に重大且つ悪影響をもたらすと判断されるあらゆる過失、遅延及びその他の行為（それぞれ、「対象事象」という。）を行った場合。

DTCC Public (White)

当社は第１１．１に基づくサービスの解約又は第１２．１条に基づいて実施された措置については、速やかに金融庁に通知するものとする。

１２．２　制限措置手続き

当社は、制限措置を課す前に、制裁措置が課されようとしている者（以下「対象者」という。）に対して、対象事象の嫌疑について簡潔に記した書面を交付するものとする。ただし、当社がデータ、システム、及びユーザーのセキュリティ保護に必要と判断し、制限措置を講じた場合には、対象者に対して書面の交付は事前に行わないものとする。係る場合には、当社が対象者に対して、制限措置実行後速やかに書面を交付するものとする。対象者には、当該書面に対する答弁書を当社に提出する際、当該書面の送付後１０営業日の猶予期間が与えられる。対象者は、答弁に際し、当該書面に記載されている各対象事象に対する認否を行うものとし、係る嫌疑に対しての反論等を記載することができる。当該書面に記載されている各嫌疑に対し答弁書において否認されていないものは認諾したものとみなされ、答弁書に反論等が記載されていない場合、それを放棄したものとみなされる。上記猶予期間までに答弁書が当社に提出されなかった場合には、当社のコンプライアンス部署が法務部署と協議の上、嫌疑に関する当社の主張を対象者が認諾したものと判断し、対象者には、課される制限措置が書面により通知される。答弁書が上記猶予期間内に提出された場合（対象者及び当社の間で合意した制裁を課す場合を除く）に、当社は、委員長及び取締役会によって指名された２名からなる委員会（以下、「制限措置委員会」という。）が本業務手順書に従った制限措置手続きを実施する前に、聴聞会を開催する日時を設定する。聴聞会において、対象者は、陳述及び証拠提出を行う機会が与えられ、必要に応じて弁護士を代理人とすることもできる。当社は、聴聞会の記録を作成するものとし、対象者に何らかの制限措置が課される決定がなされた場合には、係る記録の費用は、制限措置委員会の裁量により、その全部又は一部を、対象者に負担させることができる。聴聞会終了後可及的速やかに、制限措置委員会は、対象者及び取締役会に対して、制限措置委員会の決定に関する書面を提供するものとする。決定の内容が制限措置を課すものである場合には、課される制限措置及び第１２．１条に対する違反行為に関する事実を、書面に記載するものとする。

１２．３　異議申立て

制限措置委員会が譴責、罰金、資格停止、口座凍結又は対象者のサービスを利用した活動、機能若しくは業務の制限を実施する場合、対象となるユーザーは、制限措置委員会による決定に関する書面が発行された日から５営業日以内に当社に異議申立を書面により提出することにより、取締役会に対して再審査を請求することができる。なお、この異議申立は、取締役会の裁量において受理されるものとする。加えて、取締役会は、自らの動議により、制限措置委員会による当該処分を自ら審査することを決定することもできる。係る再審査に基づき、取締役会は、制限措置委員会の決定について、全体的に又は部分的に、認容、取消又は変更をすることができる。最終的な判断となる当該取締役会の決定は、対象者に書面にて通知されるものとする。制限措置委員会の決定が最終的なものとして確定した際には、当社の代表取締役ないしその委嘱を受けた担当者が、課される制限措置の実行に関する手続きを管理する。

１２．４　管理事項

第１２条に定められたすべての猶予期限は、各事項を管轄する機関によって、延長される

場合がある。

第１１．１条に定めるユーザーアクセスの終了は、第１２条に定める「制限措置」には含まれず、第１２条の各条項は当該アクセス終了には適用されないものとする。

１２．５　監査、情報及び協力の提供

適用法に従い、各ユーザーは、当社が必要と認められる場合において、当社の合理的な要請に基づき、当該ユーザー自身並びに当該ユーザーのシステムの仕様に関する情報、文書又はデータを当社に提供することとする。また、当社は合理的な通知に基づいてユーザーによるシステムの使用に関する監査を実施できる権利を有することとする。その際、ユーザーは、システムの使用に関する監査及びその他当社からの問い合わせに協力するものとする。

１３．署名

当社は、その裁量により、以下の場合における署名については、原署名に代わり、有効かつ拘束力を有する原署名であるように依拠できるものとする（当該署名は、有効かつ拘束力を有する原署名とみなされ、原署名と同じ効力を有する。）。

当該署名が、電子的、光学的又はその他同様の方法 （テレコピー、イメージング、複写、電子メール、電磁的データ交換、電報、テレックスを含むが、これらに限られない）により送信、記録又は保存される場合。

DTCCデータ・レポジトリー・ジャパン業務手順書　附属書A

## 1. 金融商品取引業者等用料金表

- 口座管理手数料（基本料）：契約締結（口座設定）毎に月額10万円（税抜き）
- 課金の対象：月末時点の取引件数残高
- 下限、上限：設定なし
- 手数料：月末時点の取引件数残高に応じて以下の表の通り課金

| 月末時点取引件数残高 | | 手数料（月額） |
|---|---|---|
| | 100 件以下 | 600円/1件　（税抜き） |
| 100 件超 | 1,000 件以下 | 350円/1件 ＋ 25,000円　（税抜き） |
| 1,000 件超 | 10,000 件以下 | 200円/1件 ＋ 175,000円　（税抜き） |
| 10,000 件超 | 30,000 件以下 | 100円/1件 ＋ 1,175,000円　（税抜き） |
| 30,000 件超 | 100,000 件以下 | 30円/1件 ＋ 3,275,000円　（税抜き） |
| 100,000 件超 | | 15円/1件 ＋ 4,775,000円　（税抜き） |

- 支払先：三菱UFJ銀行　虎ノ門支店　弊社普通預金口座
- 通貨：円
- 上記の額に、消費税及び地方消費税相当額を加算して当社に支払うものとする。

DTCC Public (White)

## 2. 金融商品取引清算機関等用料金表

- 口座管理手数料（基本料）：契約締結（口座設定）毎に月額10万円（税抜き）

- 課金の対象：月末時点の取引件数残高

- 下限、上限：設定なし

- 手数料：月末時点の取引件数残高に応じて以下の表の通り課金

| 月末時点取引件数残高 | | 手数料（月額） |
|---|---|---|
| | 100 件以下 | 300円/1件 （税抜き） |
| 100 件超 | 1,000 件以下 | 175円/1件 ＋ 12,500円 （税抜き） |
| 1,000 件超 | 10,000 件以下 | 100円/1件 ＋ 87,500円 （税抜き） |
| 10,000 件超 | 30,000 件以下 | 50円/1件 ＋ 587,500円 （税抜き） |
| 30,000 件超 | 100,000 件以下 | 15円/1件 ＋ 1,637,500円 （税抜き） |
| 100,000 件超 | | 7.5円/1件 ＋ 2,387,500円 （税抜き） |

- 支払先：三菱UFJ銀行　虎ノ門支店　弊社普通預金口座

- 通貨：円

- 上記の額に、消費税及び地方消費税相当額を加算して当社に支払うものとする。

DTCC Public (White)